

舞鶴市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、舞鶴市監査基準（令和2年監査委員規程第2号）に準拠して監査を執行したので、その結果を公表する。

令和6年3月5日

舞鶴市監査委員 今西 克己

舞鶴市監査委員 濱野 淳郎

住民監査請求監査の結果

第1 住民監査請求の提出

1 請求の内容（職員措置請求書）

（1）請求人 略

（2）提出日 令和6年1月19日

（3）請求の要旨

令和5年2月に執行の市長選挙において、候補者が舞鶴市字北田辺に選挙事務所を開設し、付近の伊織殿川上にコの字型の看板を設置した。同河川は法定外公共物で看板の一部は河川上にあり、舞鶴市法定外公共物管理条例により許可申請書を提出し許可を受けなければならない。

請求人は、市土木課に看板について電話連絡で現地確認を依頼し、令和5年1月26日付で行政文書の開示請求を行い、1月30日付けの通知で行政文書が存在であることを知った。1月28日に看板は解体され、形状が変更された。

同条例では、許可を受けた者から占用料を徴収すると定められているが、土木課長は徴収することを怠った。これは法第242条第1項に規定する不当に公金の徴収を怠る事実である。よって、看板が設置された1月23日より28日の6日間の占用料の徴収を勧告するように求める。

（4）事実証明書 写真等、行政文書開示請求書、行政文書不存在決定通知書2通

第2 要件審査

請求人は、本市に在住していること、請求様式は法施行令（昭和22年政令第16号）

第172条第1項、法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定の様式が使用されていること、事実証明書の添付があること、財務会計上の行為について監査を求めていることなど、住民監査請求に関して必要とされる法第242条に規定された要件を満たしていることを確認した。以上の要件審査を行い、請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条）

2 監査対象事項

法定外公共物の占用料の賦課・徴収等について

3 監査の着眼点

監査対象事項について、市の債権の有無、怠る事実がないか、法令に沿って適正に行われているかを着眼点とした。

4 監査対象部課

建設部土木課

5 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所 監査委員事務局及び土木課

（2）日程 令和6年1月20日から2月28日まで

6 陳述の機会の付与等

法第242条第7項に基づき、令和6年1月24日に請求人へ陳述及び新たな証拠の提出の照会を行った。請求人からの1月25日付けの返信において、陳述を希望しない旨の連絡を受け、2月11日付けで証拠として行政文書開示請求書及び行政文書不存在決定通知書の提出があった。また、2月22日に監査対象職員から聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

（1）法定外公共物の占用等行為

土木課は、令和5年1月25日に通報を受け、舞鶴市字北田辺の伊織殿川へ赴き、同河川上に看板の一部が架かっていることを確認した。1月26日に設置者を訪問し、看板の一部を撤去するか、舞鶴市法定外公共物管理条例（平成17年条例第10

号。以下「管理条例」という。)に基づき許可申請書を提出するかのいずれかの対処を要請した。設置者はこれにより、1月28日に看板の一部を撤去した。

(2) 占用料の賦課及び徴収

法第225条において使用料は、地方公共団体は許可を受けてする行政財産の使用等につき使用料を徴収することができると定められ、法第240条において債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利と規定されている。

市の債権となる占用料(使用料)の賦課及び徴収は、管理条例に定められており、市長はその許可を受けた者から占用料を徴収するが、看板は速やかに自主撤去されて占用の許可は行っていない。条例上の占用料の徴収対象ではなく、占用料としての債権は発生していない。

(3) 看板撤去までの占用料相当額

看板撤去までの占用料相当額に関して、類似事例として東京都において清涼飲料水等の自動販売機が都道にはみ出し、住民がその占用料相当額について設置者等に対して損害賠償等を請求した住民訴訟がある。この平成16年の最高裁判所判決において、「道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。」とされ、また、「地方公共団体が有する債権の管理について定める法第240条、法施行令第171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として地方公共団体の長には債権の行使又は不行使についての裁量はない。しかしながら、地方公共団体の長は、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとされている。(法施行令第171条の5第3号)」と判示されている。

(4) 占用料相当額の債権

看板にかかる占用料相当額について、管理条例の規定により舞鶴市道路占用料条例(昭和29年条例第9号)別表を準用すると、占用料は表示面積1m²につき1月330円で、看板は既に撤去され正確な記録はないが表示面積は約3m²と推測する。占用料は1月単位の支払いであるが、この債権は占用料ではなく損害賠償請求権等による占用料相当額であるので、民法(明治29年法律第89号)による日割り計算により、看板が設置された令和5年1月23日から28日までの6日間を一つの

基準と考えられる。

債権管理については、舞鶴市債権管理条例（平成25年条例第12号）が定められている。その事務処理要領は債権管理マニュアルに示されており、非強制徴収債権の法的措置等について議会の議決後の裁判所への手続きなどが示されているほか、徴収停止について少額債権で取立てに要する費用に満たない場合に適用するとしている。

（5）過料

法第228条において、分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされている。これに基づき管理条例において、許可を受けないで占用等行為をした者は、5万円以下の過料に処すると定められているが、過料は科されていない。

これに関し、平成2年の徳島地方裁判所の判決において、過料については、不正免脱行為の発生の防止等のための行政罰の一種であって、過料を科すことは、財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為でないので、公金の賦課・徴収を怠る事実に該当しないとされている。

2 監査委員の判断

（1）占用料の賦課及び徴収

土木課の指導により、速やかに法定外公共物上の看板の一部は撤去された。管理条例に基づく許可申請書の提出による占用ではないため、占用料は発生しない。よって、不当に占用料の賦課若しくは徴収を怠る事実はない。

（2）看板撤去までの占用料相当額

看板の撤去までの損害賠償請求権等は発生していると思料されるものの、占用料相当額はまだ客観的に債権として成立していない。

損害賠償請求権等の占用料相当額について、法的に債権として成立させるには、訴訟によることが考えられるが前述の最高裁判所の判例によると、市は占用料相当額の損害賠償請求権等を取得し、他方、法施行令第171条の5などに鑑みれば、市はその有する債権を行使することに経済合理性がないと認められる場合には、これを行使しないことができるとされている。

これを本件に照らしてみると、発生する損害賠償請求権等の占用料相当額は少額であり、裁判にかかる訴訟費用を考慮すると、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、債権を行使することに経済

合理性がないと認められる。

また、市内の至るところに多数存在する水路、里道等の法定外公共物の管理の目的は、管理条例によりその適正な利用を図り、通行の妨げなどの不当な占用状況を解消することである。土木課が法定外公共物に関する工作物の撤去の指導のほかに、改めて訴訟によらず占用料相当額の債権を確定させるためには、正確性をもって事実の検証や証拠収集、期間の確定、設置者との交渉、民法による損害賠償請求権等についての法的整理・立証を行う必要があり、専門性と見識を必要とし専門家に委託することが一般的な手段と考えられるが、費用対効果が認められない。専門家によらず土木課等職員が法的整理、期間の確定や設置者との交渉等を行うことは時間を更に要することになり、人件費・物件費が増大し経済合理性があるとは言いきれない。

以上のことから、損害賠償請求権等を行使しないことも、不當に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実とは言えない。

3 結論

以上のような事実関係の確認、判断に基づき、請求人の主張には正当な理由が見当たらぬと判断する。よって、請求を棄却する。